

## 「奈良県金属くず営業条例」が廃止され 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」が施行されます

### ★ 「奈良県金属くず営業条例」（県条例）の廃止（令和8年6月1日予定）

現在、奈良県公安委員会から受けている金属くず営業の許可は失効します。  
各種義務（取引相手の確認、帳簿等の記載等、標識の掲示等）は全てなくなります。

### ★ 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行（令和8年6月1日～）

銅の金属くずが「特定金属くず」と、「特定金属くず」の買受けを行う営業について「特定金属くず買受業」と定義されました。

「特定金属くず買受業」を営まれる方は、公安委員会に届出をしなければなりません。  
また、各種義務（取引相手の確認、取引の記録、標識の掲示等）が定められています。

#### 【特定金属くずとは？】

本来の使用目的に従って使用できなくなった金属でできたもののうち、「その物の重量又は価格の半分以上が銅で占めるもの」です。

※ 詳細は3ページ

### 【よくある質問】

Q1 現在、奈良県公安委員会から金属くず営業の許可を受けていて、令和8年6月1日以降もこのまま継続して営業したいが、何か手続きは必要？

A 6月1日以降、「特定金属くず買受業」を営むかどうかにより手続きが異なります。

現在、県条例に基づく許可を受けて金属くずの売買をしている

6月1日において

「特定金属くず」の買受けを・・・

行う

行わない

「特定金属くず買受業」に該当届出が必要！

届出不要

いずれの場合も県条例に基づく金属くず営業の許可は失効します。

★ 注意 ★  
「古物」の売買等を行う場合、「古物営業法」に基づく古物営業の許可が必要です。

※ 詳細は2・3ページ

Q2 6月1日以降に「金属くず商許可証」「金属くず行商届出済証」「標識」は返納する？

A 返納義務はないので適切に廃棄してください。

Q3 「県条例」に基づく相手方の確認や取引の記録は、6月1日以降はどうなる？

A 「県条例」が廃止されると、許可は失効し、各種義務もなくなります。  
「盗難特定金属製物品の処分の防止に関する法律」が施行されると、特定金属くず買受業を営む方は、法律に基づき本人確認・取引記録等を行わなければなりません。その他にも各種義務が定められているので適正に履行しなければなりません。

※ 詳細は4ページ

※ 奈良県公安委員会以外から金属くず営業の許可等を受けている方は、必要に応じて、各都道府県警察の担当係に問い合わせの上、対応してください。

# 「特定金属くず買受業」の届出の方法について

「特定金属くず買受業」を営もうとされる方対象

## 1 届出先

### ○ 営業所を設ける場合

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

※ 特定金属くずの買受けを行う営業所ごとに届出が必要です。

同じ都道府県内に営業所が2つ以上ある場合、1つの警察署にまとめて提出することができます。

「特定金属くず」の買い取りを行わない営業所については、届出は不要です。

奈良県内  
3店舗

A店  
(甲警察署管内)

B店  
(乙警察署管内)

C店 (丙警察署管内)  
★ 売却のみで買受けを行わない

### 【提出先の例】

① A店の分を甲警察署に、B店の分を乙警察署に提出する

② 両方まとめて 甲警察署に提出する

③ 両方まとめて 乙警察署に提出する

← 買受けを行わないので届出不要

下記「3 届出書に必要な書類」のうち内容が同一のものは1部のみ提出でOKです。

### ○ 営業所を設けない場合

住所を管轄する警察署の生活安全課（係）

## 2 届出の期日

令和8年6月1日を基準にして考えます。

### 【届出の期日の例】

特定金属くず買受業の開始時期	届出の期日
以前から銅の金属くずを買い取る営業をしていて 令和8年6月1日においても引き続き営業している	令和8年6月1日から 同年8月31日まで
令和8年6月1日から営業を始める	
令和8年6月2日以降に営業を始める	営業を始める日の前日まで

※ 届出をしないで営業すると、行政処分を受けたり、罰則が科せられることがあります。

## 3 届出に必要な書類

「営業開始届出書」（別記様式第1号）

+

営業所・特定金属くずの保管場所の平面図と周囲の略図

+

### 【営業者が個人】

住民票の写し  
(本籍・国籍等が記載されたもの)

### 【営業者が法人】

- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書
- ・ 代表者の住民票の写し  
(本籍・国籍等が記載されたもの)



書類を提出に行くときは、提出先の警察署の生活安全課（係）に対して、事前に電話連絡をお願いします。

### 【問い合わせ先】

- ・ 営業所又は住所を管轄する警察署の生安全課（係）
- ・ 奈良県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 営業係

# 「古物」と「特定金属くず」の違いについて

「古物」を売買等するのか、「特定金属くず」の買受けを行うのかにより、必要な許可・届出が異なります。

## 「古物」とは？

- ① 一度使用された物品
- ② 使用されない物品で使用のために取引されたもの
- ③ ①②の物品に幾分の手入れをしたもの

## 「特定金属くず」とは？

その物本来の使用目的に従って使用できなくなった金属でできたもののうち「その物の重量又は価格の半分以上が銅で占めるもの」

今のところ銅だけですが、今後変更される可能性があります。



「古物」か「特定金属くず」のどちらに該当するのかは、個別に判断しなければなりません。「室外機」「部品」「グレーチング」を例に見てみましょう。

破損等がなく、本来の使用目的に従って使用できる

できる

できない

破損等があるが、少し修繕すれば本来の使用目的に従って使用できる

できる

できない

壊れて使えない

その物の「重量又は価格の半分以上が銅」である

はい

いいえ

「古物」に該当

「特定金属くず」に該当

許可・届出等は不要

室外機



部品



壊れた室外機



壊れた部品



壊れたグレーチング



売買等をするには、古物営業の許可が必要です。



「古物営業法」適用

グレーチング



買受けをするには、特定金属くず買受業の届出が必要です。

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」適用  
(R8年6月1日から)

現在、奈良県金属くず営業条例が適用されていますが、廃止されると許可等不要になります。



※ 「古物」の売買等と「特定金属くずの買受け」を行う営業の両方を行う場合、「古物営業の許可」と「特定金属くず買受業の届出」の両方が必要です。

※ 奈良県公安委員会以外から金属くず営業の許可等を受けている方は、必要に応じて、各都道府県警察の担当係に問い合わせの上、対応してください。

# ～「特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」に定められた各種義務等～

法律に規定されている内容の一部を紹介します。  
営業するにあたっては、必ず関係法令等を確認していただきますようお願いいたします。

## 変更の届出・廃止の届出（第3条2項）

届出した営業所の所在地における営業を廃止したとき、届出した事項に変更があったとき（営業所の所在地を除く）は、変更した旨の届出をしなければなりません。

営業所の場所の変更については、変更届出書では対応できません。  
移転前の営業所に対する廃止届出書を提出し、移転後の営業所について「営業開始届出書」を提出しなければなりません。

## 氏名等の表示（第5条）

営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称・届出をした公安委員会の名称・届出番号等を表示しなければなりません。

### 【ウェブサイトを利用されている方】

ウェブサイト上でも掲示しなければなりません（常時使用する従業者の数が5名以下である場合は除きます）。

## 名義貸しの禁止（第6条）

自己の名義をもって、他人に特定金属くず買受業を営ませてはなりません。

## 本人確認（第7条）

特定金属くずの買い受けを行おうとするときは、相手方の氏名・住居・生年月日・法人の名称・本店等の所在地・その他所定の事項を確認しなければなりません。

## 本人確認記録の作成（第8条）

第7条に基づく本人確認を行った場合には、直ちに、本人確認のためにとった措置等に関する記録を作成しなければなりません。（3年間保存）

## 取引記録の作成（第9条）

特定金属くずの買い受けを行った場合には、直ちに、相手方の氏名又は名称・買い受けの期日・内容その他所定の事項に関する記録を作成しなければなりません。（3年間保存）

## 警察官への申告（第10条）

買い受けに係る特定金属くずが盗難品である疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければなりません。

## 指示・営業停止命令（第11条・第14条）

公安委員会が違反を認めた場合、営業者に対し、指示、営業停止等の処分を行うことがあります。

## 報告徴収・立入検査（第13条）

公安委員会が報告や資料の提出を求めたり、警察職員が営業所に立入検査を行うことがあります。

## 情報の提供（第14条）

盗難に関する情報を電子メール等により提供することがあります。